

**一般廃棄物処理施設整備・運営事業
第3回募集要項等に関する質問への回答**

令和3年6月25日

能代山本広域市町村圏組合

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第3回募集要項等に関する質問への回答

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
1	募集要項	8	Ⅲ	11	(2)			余熱利用計画	「ノンファーム型接続であることから、最大売電電力を680kWとすること。また、電力系統の容量により出力制御された際には、電力会社の指定出力で運転できるようにすること。」とあります。これは出力制御されない場合、逆潮流電力の範囲は「0kWから680kW以下」であり、出力制御された場合、逆潮流電力の範囲は「0kWから340kW以下」であるとの理解で宜しいでしょうか。	出力抑制されない場合の範囲はご理解のとおりです。出力制御される場合の範囲は、現在明確になっておりません。	
2	募集要項 添付資料-4	9/9						モニタリング及び対価の減額等について 6 計画売電電力量未達減額措置 (2) 計画売電電力量の達成状況の確認	仮に、計画売電電力量達成ポイントが累積で「-5ポイント」の場合、その内、 ①「電力会社より出力制御の指示があった場合を含め、計画売電電力量の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにし、発注者がこれを認めた場合」に因るものが「-3ポイント」 ②「運営事業者の業務不備等」に因るものが「-2ポイント」であれば、ペナルティ対象は②の「-2ポイント」との理解で宜しいでしょうか。	ご提示の条件において、ペナルティの対象として累積される計画売電電力量達成ポイントは「-2ポイント」となります。	
3	要求水準書 設計・建設業務編	64	第2章	第4節	1	(1)	ウ	(ク)	過熱器の材質	「SUS310または同等品以上」と指定されていますが、エネルギー回収率17%以上、および最大売電電力680kWを満足することを前提として、材質を事業者にて提案とさせていただきますでしょうか。	実施設計時に組合と協議し合理的な提案と認められる場合ご提示の提案を認めます。
4	要求水準書 設計・建設業務編	64	第2章	第4節	1	(1)	ウ	(ク)	過熱器材質	過熱器材質について[SUS310または同等品以上]に変更になりましたが、蒸気温度やガス温度の条件から、ライフサイクルコストが低減できる箇所についてSUS材を採用することで宜しいでしょうか。	本表No3の質問回答を参照してください。
5	要求水準書 設計・建設業務編	64	第2章	第4節	1	(1)	ウ	(ク)	過熱器	過熱器の材質が追記され、「過熱器[SUS310 または同等品以上]」となっていますが、SUS310は、過熱器中の腐食条件の厳しい箇所に適用される材料となります。そのため、燃焼ガス・蒸気温度が低く、腐食条件が厳しくない箇所への使用は過度な仕様になります。過熱器へのSUS310の適用箇所は、事業者にて必要な寿命を確保できるように決めることで宜しいでしょうか。	本表No3の質問回答を参照してください。
6	要求水準書 設計・建設業務編	81	第2章	第6節	1	(2)	ア		蒸気タービンの形式	「抽気復水タービン」と指定されていますが、抽気が有効な運転条件が限られるため、エネルギー回収率17%以上、および最大売電電力680kWを満足することを前提として、抽気については事業者提案とさせていただきますでしょうか。	ご提示の提案を認めます。
7	様式集	様式 8-4							提案売電電力量	提案売電電力量を提示するにあたり、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は、要求水準p.10に示される1,026t/年の処理を考慮することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	様式集	様式 8-4							提案売電電力量	提案売電量の算出根拠資料は、様式8-4の別紙資料に記載で宜しいでしょうか？	算出根拠を含めすべて様式8-4の規定ページ以内で作成してください。
9	様式集	様式 8-4							【評価の視点】 ②地球温暖化対策・エネルギー有効利用	2)「パラメータの実績値」の内、「ごみ質」については、「要求水準書第6章第2節測定管理マニュアル表6.1による測定値」のほか、運転状況へより直結している「DCS演算値」を用いることが可能との理解でよろしいでしょうか。	毎月実施するごみ質分析結果の値を基本とします。DCS演算値とごみ質分析結果の値を比較検証し、DCS演算値をパラメータの実績値として採用することが合理的であると運営事業者が明らかにし、発注者がこれを認めた場合には、DCS演算値を採用することもあります。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
10	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第5節	第42条 の2			(計画売電電力量の未達に対する運営固定費の減額)	計画売電電力量達成ポイント(第43条の2第3項に基づき発注者から通知を受けた実売電電力量を事業提案書において提案された当該年度の計画年間売電電力量で除した数に100を乗じた数から100を除いた数をいう。)の解釈として、計画年間売電電力量が100、実売電電力量が95の場合、-5ポイントとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第6節	第43条 の2			(発電設備の運転)	売電電力会社との契約者は、発注者と受注者のどちらでしょうか。「3.発注者は受注者に対し、毎月実売電電力量を通知する」とありますので、売電電力会社との契約者は、発注者とも理解できます。	発注者を予定しています。
12	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第6節	第43条 の2			(発電設備の運転)	販売に係る手続等は、受注者がその費用と責において行うことについて、発注者が、売電電力販売を毎年入札などの変更する場合も想定され費用等見込むことが難しいため、費用などについては、発注者と協議できるものと考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の費用等を予定価格に含んでいます。
13	運營業務委託契約書(案)	12	第2章	第6節	第43条 の2			(発電設備の運転)	「売電電力の電気事業者」は、最優秀提案者決定基準書P.6 3-(2) 7表-1 No.4 非価格提案要素審査における評価項目及び配点 ③売電収入向上に向けた提案の「売却先」に該当との理解で宜しいでしょうか。	組合は売却先を決定する時期の組合の事情、エネルギー等に係る社会情勢等を総合的に勘案して、売電電力の売却先を決定します。提案いただく売却先はあくまでもその候補の一つであり、ご指摘の条文の電気事業者に該当するとは限りません。
14	運營業務委託契約書(案)	30	別紙2	5	(1)			計画売電電力量未達成減額措置	毎月の実績処理対象物量及び実績ごみ質について、処理対象物量についてはごみクレーン重量、ごみ質についてはDCS数値にて確認するものとしてよろしいでしょうか。	処理対象物量の計量については、ご理解のとおりです。ごみ質については、本表No9を参照してください。
15	NO.47 第2回目募集要項等に関する質問への回答(No.22)	1/1						許可業者の混載扱いに関する回答	許可業者は不燃ごみ・粗大ごみの組み合わせの混載扱い対象とのことですが、許可業者の混載車両は、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設では一度で荷降ろしせずに、 ①不燃ごみ荷下ろし後計量棟で計量 ②粗大ごみ荷下ろし後計量棟で計量 上記のようにそれぞれのごみに対して2回計量を実施することによってよろしいでしょうか。	許可業者が不燃ごみ・粗大ごみの混載ごみを搬入した場合は、計量棟で1回計量し、一度で荷下ろしを行うものとします。要求水準書 添付資料10のとおり、不燃ごみ・粗大ごみは「家庭系不燃・粗大ごみ」「事業系不燃・粗大ごみ」として処理量を記録します。